

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況									
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008									
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関
171	鹿島道路株式会社	東京都	その他	当業者は、当業者が受注した地方整備局等発注の工事について、過失による粗雑工事を行った。また、当業者によるアスファルト合材の納入について、契約図書等や受注者の指示と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認されるなど、不適切な社内体制となっていた。	R7.5.1 ~ R7.7.31	3箇月	北海道 東北 北陸 中国	別表第1第3号（過失による粗雑工事） 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	北海道開発 東北地整 関東地整 北陸地整 中部地整 近畿地整 中国地整 四国地整 九州地整 沖縄総合事務局
					R7.5.1 ~ R7.8.9	10週間 + 1箇月	関東 近畿		
					R7.5.1 ~ R7.8.11	6週間 + 2箇月	四国		
					R7.5.1 ~ R7.8.31	4箇月	中部 九州		
2134	株式会社NIPPO	東京都	その他	当業者は、当業者が受注した地方整備局等発注の工事について、過失による粗雑工事を行った。また、当業者は、当業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。	R7.5.1 ~ R7.8.9	10週間 + 1箇月	北海道 近畿 四国 九州	別表第1第3号（過失による粗雑工事） 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	北海道開発 東北地整 関東地整 北陸地整 中部地整 近畿地整 中国地整 四国地整 九州地整 沖縄総合事務局
					R7.5.1 ~ R7.8.31	4箇月	東北 関東 北陸 中部 中国		
2863	日本道路株式会社	東京都	その他	当業者は、千葉国道事務所発注の「R3国道6号我孫子（3）地区（その1）電線共同溝工事」において、アスファルト舗装を施工したが、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用した。	R7.5.1 ~ R7.5.31	1箇月	関東	別表第1第3号（過失による粗雑工事）	関東地整
52695	株式会社青山組	奈良県	その他	当業者は、令和6年11月6日付けで滋賀国道事務所発注の「国道8号鳥居本地区他歩道整備他工事」の契約を締結したが、工事の施工体制の確保が出来なかったとの理由で、令和7年2月6日付けで履行不能届を提出した。	R7.5.1 ~ R7.7.31	3箇月	近畿	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	近畿地整
40518	丸和工業株式会社	埼玉県	その他	当業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。 この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	R7.6.1 ~ R7.6.14	2週間	関東	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	関東地整
45565	株式会社花和産業	神奈川県	その他	当業者は、令和7年3月19日、横浜国道事務所発注の「R6横浜国道事務所管内法面防災工事」において、落札者として通知を受けたが、予定技術者を配置できないとの理由により、契約締結を辞退した。	R7.6.1 ~ R7.8.31	3箇月	関東	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	関東地整
20394	株式会社塩月工業	福岡県	その他	当業者は、当業者が一次下請として請け負った島根原子力発電所（島根県松江市）における地盤改良工事において、令和5年12月21日、労働者に鉄骨の撤去・搬出作業を行わせるにあたり、同労働者の頭上にある均しコンクリートが落下することにより、同労働者が死亡する工事関係者死亡事故を発生させた。 この件について、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、当業者及び当業者の現場代理人は、労働安全衛生法違反により、令和6年8月27日に松江簡易裁判所から略式命令（罰金刑）を受けた。	R7.6.1 ~ R7.6.14	2週間	中国	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	中国地整
574	株式会社佐電工	佐賀県	その他	当業者の営業本部副本部長は、佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、公契約関係競争入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警に逮捕された。また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	R7.6.1 ~ R7.7.31	2箇月	九州	別表第2第6号ハ（公契約関係競争等妨害又は談合）	九州地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況											
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008											
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間			指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
2468	株式会社堀内組	長崎県	その他	当該業者の当時使用人は、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日及び3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	R7.7.1	～	R7.9.30	3箇月	九州	別表第2第6号ハ（公契約関係競売等妨害又は談合）	九州地整
52573	株式会社山龍	長崎県	その他	当該業者の当時代表取締役は、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	R7.7.1	～	R7.9.30	3箇月	全区域	別表第2第6号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）	九州地整 沖縄総合事務局
15483	株式会社春本工業	長崎県	その他	当該業者の当時代表取締役は、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	R7.7.1	～	R7.9.30	3箇月	全区域	別表第2第6号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）	九州地整 沖縄総合事務局
2268	新明和工業株式会社	兵庫県	その他	当該業者は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 なお、当該業者は、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。	R7.8.1	～	R7.9.30	2箇月	全区域	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	北海道開発 東北地整 関東地整 北陸地整 中部地整 近畿地整 中国地整 四国地整 九州地整 沖縄総合事務局
41212	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府	その他	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得し、当該不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、建設業許可部局の近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けた。	R7.8.1	～	R7.10.31	3箇月	北陸 中部 近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	北陸地整 中部地整 近畿地整
50306	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都	その他	当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より同条第3項に基づく監督処分（営業停止22日間）を受けた。 （停止を命ずる営業の範囲） 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県における電気工事業、管工事業及び熱絶縁工事業に関する営業。	R7.9.1	～	R7.10.31	2箇月	東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国	別表第2第9号（建設業法違反行為）	東北地整 関東地整 北陸地整 中部地整 近畿地整 中国地整 四国地整
17014	パナソニック関東設備株式会社	群馬県	その他	当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より同条第3項に基づく監督処分（営業停止22日間）を受けた。 （停止を命ずる営業の範囲） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。	R7.9.1	～	R7.10.31	2箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	関東地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況									
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008									
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関
17305	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府	その他	当業者は、令和7年1月31日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと、また、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長より同項及び同条第3項に基づく監督処分（指示処分及び営業停止22日間）を受けた。 （停止を命ずる営業の範囲） 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。	R7.9.1 ~ R7.9.30	1箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	関東地整 中部地整 近畿地整
					R7.9.1 ~ R7.11.30	3箇月	中部 近畿		
41896	株式会社A・S・P	大阪府	その他	当業者は、令和7年3月31日、以下の事由から大阪府より建設業法第28条第3項に基づく監督処分（22日間の営業停止処分）を受けた。 （処分事由） ・同法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、監理技術者としての資格要件を満たさない者を工事現場の専任の主任技術者として配置した。 ・同法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 ・同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して他社に請け負わせた。	R7.9.1 ~ R7.10.31	2箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
38835	株式会社ケイテック	大阪府	その他	当業者は、令和7年3月31日、建設業法第22条第2項の規定に違反して、他の建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ったことから、大阪府より建設業法第28条第3項及び第5項に基づく監督処分（22日間の営業停止処分）を受けた。	R7.9.1 ~ R7.10.31	2箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
49700	旭技建株式会社	大阪府	その他	当業者は、令和7年3月31日、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して他社に請け負わせたことから、大阪府より建設業法第28条第5項に基づく監督処分（22日間の営業停止処分）を受けた。	R7.9.1 ~ R7.10.31	2箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
45877	株式会社トーフ技研工業	大阪府	その他	当業者は、令和7年3月31日、以下の事由から大阪府より建設業法第28条第1項及び第3項に基づく監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けた。 （処分事由） ・同法第26条第3項の規定に違反して、大阪市発注の工事において、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた者を専任の主任技術者として配置した。 ・同法第22条第2項の規定に違反して、他の建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負った。 ・同法第26条第3項の規定に違反して、大阪市発注の工事において、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた者を専任の主任技術者として配置するなどして、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して他社に請け負わせた。	R7.9.1 ~ R7.11.30	3箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
52360	株式会社東技コーポレーション	大阪府	その他	当業者は、令和7年4月1日、以下の事由から大阪府より建設業法第28条第1項及び第3項に基づく監督処分（指示処分及び25日間の営業停止処分）を受けた。 （処分事由） ・同法第26条第3項の規定に違反して、大阪市発注の工事において、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた者を専任の主任技術者として配置した。 ・同法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、経営規模等評価の申請において、他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていた者を「技術職員名簿」に記載した。 ・同法第26条第3項の規定に違反して、大阪市発注の工事において、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた者を専任の主任技術者として配置するなどして、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して他社に請け負わせた。 ・同法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、経営規模等評価の申請において、同法第22条第1項の規定に違反して一括して他社に請け負わせた工事については実質的に行っているとは認められないため、完成工事高に含めて記載するべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事の金額を建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をし、これにより得た経営事項審査結果を大阪府に提出し、大阪府がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。	R7.9.1	～ R8.1.31	5箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
52678	株式会社北陽	大阪府	その他	当業者は、令和7年3月31日、以下の事由から大阪府より建設業法第28条第1項及び第4項並びに第3項及び第5項に基づく監督処分（指示処分及び25日間の営業停止処分）を受けた。 （処分事由） ・同法第26条第3項の規定に違反して、大阪市発注の工事において、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべき者を非専任の主任技術者として配置した。 ・同法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、経営規模等評価の申請において、「工事経歴書」に、本来記載すべき者と違う者を主任技術者として記載した。さらに、同法第22条第1項の規定に違反して一括して他社に請け負わせた工事については実質的に行っているとは認められないため、完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事の金額を鋼構造工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。 ・同法第26条第3項の規定に違反して、大阪市発注の工事において、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべき者を非専任の主任技術者として配置するなどして、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して他社に請け負わせた。 ・同法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、経営規模等評価の申請において、他社の工事の現場代理人になっていた者を「技術職員名簿」に記載し、これにより得た経営事項審査結果を大阪府等に提出し、大阪府等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。	R7.9.1	～ R8.1.31	5箇月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）	近畿地整
4875	池田建設株式会社	兵庫県	事業団	当業者は、当事業団発注の「市川町南部浄化センター建設工事」において、令和7年6月13日、庇支保工の解体中に庇が壁から抜け落ち、作業に従事していた被災者の右足上に庇が落下し、右足複雑骨折の重傷を負わせたと見え、階段の一部を損傷させた。 また、当業者は、同工事において、足場昇降設備を適切に設けておらず、姫路労働基準監督署から、是正勧告書と使用停止等命令書が発出された。	R7.9.1	～ R7.9.30	1箇月	近畿	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
35225	株式会社グンエイ	群馬県	その他	当業者の専務取締役らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年7月9日、さいたま地検に公契約関係競争入札妨害の罪で起訴された。	R7.10.1	～ R7.12.31	3箇月	関東北陸中部近畿	別表第2第6号ロ（公契約関係競争等妨害又は談合）	関東地整 北陸地整 中部地整 近畿地整
2515	関東建設工業株式会社	群馬県	その他	当業者の営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年7月9日、さいたま地検に公契約関係競争入札妨害の罪で起訴された。	R7.10.1	～ R7.11.30	2箇月	関東	別表第2第6号ハ（公契約関係競争等妨害又は談合）	関東地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
10750	株式会社小又建設	青森県	その他	当該業者の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕され、同年7月23日に福島地検会津若松支部に廃棄物処理法違反の罪で起訴された。	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	東北地整
244	大館桂工業株式会社	秋田県	その他	当該業者は、令和4年5月27日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害を発生させた。このことについて、当該業者の現場代理人ほか2名は、元請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことが労働安全衛生法に違反するとして、令和7年6月24日、当該業者に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	東北地整
4386	株式会社石川組	秋田県	その他	当該業者は、令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害を発生させた。このことについて、元請事業者である当該業者の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことが労働安全衛生法に違反するとして、令和7年6月24日、当該業者の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	東北地整
20687	阿部建設株式会社	宮城県	その他	当該業者の元常務取締役が、令和2年7月に水産加工会社の元代表を含むほか2名と共謀し、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	東北地整
13708	株式会社緑研	熊本県	その他	当該業者の当時代表取締役が、2020年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日に法人税法違反の罪で起訴された。	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	九州	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	九州地整
	富士工・中村土建特定建設共同企業体		事業団	当該業者は、当事業団発注の「鬼怒川上流域下水道県央浄化センター建設工事その31」において、令和7年8月1日、下水処理場建設工事の土工事（埋戻し工）において、土砂の仮置場の砂埃防止のための散水作業の準備を行っていた。その際、散水車後部で給水ホースの設置をしていたところ、被災者が転倒し、後頭部を強打し、死亡した。	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	関東	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
2375	株式会社トーヨー富士工	東京都	事業団	同上	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	関東	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
2626	中村土建株式会社	栃木県	事業団	同上	R7.10.1	～ R7.10.31	1箇月	関東	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
5745	株式会社佐武建設	岩手県	その他	当該業者は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。 このことにより、令和7年2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、その刑が確定した。	R7.11.1	～ R7.11.14	2週間	東北	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	東北地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
35019	岡本建設株式会社	北海道	その他	当業者は、北海道発注の工事において元請負人であったが、1次下請負人がその請け負った建設工事を個人事業主に請け負わせたにもかかわらず、1次下請負人の作業員として施工体制台帳に記載されていたことに気づかないまま、施工体制台帳等を発注者に提出した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月29日、北海道知事から建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。	R7.11.1	～ R7.11.30	1箇月	北海道	別表第2第9号（建設業法違反行為）	北海道開発局
7167	小池建設株式会社	長野県	その他	当業者は、長野県飯田市内の「飯田市維持修繕工事」において、令和5年7月10日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の飯田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。この件について、当業者及び同社元代表取締役は、労働安全衛生法違反により、令和7年4月23日に飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	R7.11.1	～ R7.11.30	1箇月	関東中部	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	関東地整中部地整
32072	株式会社大達土木	東京都	その他	当業者は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年4月4日、東京都知事より同条第3項に基づく監督処分（営業停止25日間）を受けた。	R7.11.1	～ R7.12.31	2箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	関東地整
38613	丸浜舗道株式会社	山梨県	その他	当業者は、山梨県発注の工事について、主任技術者を専任で置くことが必要であったにもかかわらず、工期が重複している甲府市上下水道局発注の2件の工事についても同一の主任技術者を配置していた。このことは、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から監督処分（指示）を受けた。	R7.11.1	～ R7.11.30	1箇月	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	関東地整
41588	九宝工業株式会社	福岡県	その他	当業者は、福岡市内における民間発注工事において、令和5年6月15日に土ならし作業中の法面崩壊により、労働者が埋もれ、死亡する事故を発生させた。このことにより、当業者は福岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円、当業者取締役は同法違反及び業務上過失致死の罪により罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。	R7.12.1	～ R7.12.14	2週間	九州	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	九州地整
2268	新明和工業株式会社	兵庫県	その他	当業者は、令和4年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げること及び令和5年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることに、他1者と合意していた。令和7年9月24日に公正取引委員会は、この行為が、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。	R8.1.1	～ R8.2.28	2箇月	全区域	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	北海道開発 東北地整 関東地整 北陸地整 中部地整 近畿地整 中国地整 四国地整 九州地整 沖縄総合事務局

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
47545	アクア株式会社	滋賀県	その他	当該業者及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和7年6月にそれぞれ刑が確定した。	R8.1.1	～ R8.1.14	2週間	近畿	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	近畿地整
385	南波建設株式会社	群馬県	その他	当該業者は、令和6年10月29日に吾妻郡東吾妻町大字原町内で施工された工事において、積載型トラックレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、予め作業計画を定めず作業を行なったことにより、作業員の男性が死亡する工事関係者事故を発生させた。このことについて、同社及び現場監督は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反で書類送検され、中之条簡易裁判所からそれぞれ罰金の判決を受け、令和7年2月19日に同判決が確定した。	R8.1.1	～ R8.1.14	2週間	関東	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）	関東地整
1808	株式会社浜屋組	栃木県	その他	当該業者は、栃木県発注の工事において、令和5年12月28日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことについて、当該業者の元使用人は、労働安全衛生法違反により、令和7年6月10日に大田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	R8.1.1	～ R8.1.31	1箇月	関東	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	関東地整
37246	松浦建設株式会社	神奈川県	その他	当該業者の元代表取締役及び元営業部長は、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件に関連し、便宜を図ってもらった見返りを渡したとして、令和7年9月24日、横浜地方検察庁に贈賄の罪で起訴された。	R8.2.1	～ R8.4.30	3箇月	全区域	別表第2第2号イ（贈賄）	関東地整
47231	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	千葉県	その他	当該業者の元従業員は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札したとして、令和7年7月3日、千葉地方検察庁に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。	R8.2.1	～ R8.3.31	2箇月	関東	別表第2第6号ハ（公契約関係競売等妨害又は談合）	関東地整
50596	有限会社兼平	東京都	その他	当該業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より監督処分（営業停止7日間）を受けた。	R8.2.1	～ R8.3.14	6週間	関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	関東地整
34912	株式会社伊藤組	熊本県	その他	当該業者の代表取締役は、熊本県小国町が発注した土木工事などの指名競争入札に伊藤組を含む9社を選定した謝礼として、同町職員に県内の飲食店などで29回にわたり、計52万円相当の接待をおこなったとして、令和7年11月5日、熊本県警に贈賄容疑で逮捕され、同月26日、熊本地方検察庁に贈賄罪で起訴された。	R8.2.1	～ R8.4.30	3箇月	全区域	別表第2第2号イ（贈賄）	九州地整

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6892-2008										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
46313	村上建設株式会社	鹿児島県	その他	当該業者の従業員は、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際に洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させたことにより、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。	R8.2.1	～ R8.2.28	1箇月	九州	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	九州地整
3642	クレハ建設株式会社	福島県	その他	当該業者は、福島県内及び茨城県内で請け負った民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日、東北地方整備局長から同条第3項に基づく監督処分（営業停止10日間）を受けた。	R8.3.1	～ R8.4.11	6週間	東北 関東	別表第2第9号（建設業法違反行為）	東北地整 関東地整
49205	廣信建設興業株式会社	北海道	その他	当該業者の専務取締役は、北海道浦河町が発注した土木工事4件の指名競争入札で予定価格を教えてもらった見返りに、浦河町の職員に札幌市などで飲食代や宿泊代計約9万円を賄賂として渡したとして、令和8年2月4日、札幌区検察庁に賄賂の罪で略式起訴された。	R8.4.1	～ R8.6.30	3箇月	全区域	別表第2第2号イ（賄賂）	北海道開発局